

## 第5回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和8年3月9日（月）午前9時30分  
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

### 出席者

#### 公益代表

薄井委員、小幡委員、熊谷委員、桑原委員、柳井委員

#### 労働者代表

阿部（祥大）委員、泉委員、大宮委員、齋藤委員

#### 使用者代表

飯野委員、猪股委員、後藤委員、高橋委員、桃井委員

補 佐 ただいまから、令和7年度第5回、宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしく申し上げます。

はじめに、委員の方々の出席状況を報告します。

阿部徹委員が欠席のため、

公益代表委員 5名

労働者代表委員 4名

使用者代表委員 5名

以上 14名出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立しています。

それでは、これから議事に入りますので、議事の進行につきましては、熊谷会長にお願いいたします。

会 長 本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議題（1）「最低賃金の審議状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 まず資料1をご覧ください。資料1は、今年度における宮城地方最低賃金審議会委員名簿となります。

資料2は、今年度の宮城県最低賃金及び3業種の特定最低賃金の審議過程を一覧にしたものです。

1年間の審議の振り返りということでご確認いただければと存じます。

なお、今年度は、すべての本審及び専門部会を公開とし、議事録及び審議資料は宮城労働局HPに掲載しておりますので、審議の詳細については、そちらをご確認いただければと存じます。

また、参考までに資料3として最低賃金額等の推移、資料4として未満率と影響率の推移を添付しておりますので、併せてご覧ください。以上です。

会 長 　ただ今の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

委 員 　（意見、質問等なし）

会 長 　よろしいでしょうか。それでは、議題（2）「最低賃金の周知に係る取組状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 　資料5について説明をさせていただきます。今年度改正されました宮城県最低賃金及び3業種の特定最低賃金については、その履行確保のために周知広報が重要であるとの認識のもと、労使のみならず多くの県民の耳目に触れるよう、マスメディアへの報道発表をはじめとして、様々な媒体、手法を用いて、改正額、発効日等の周知に取り組んでまいりました。

具体的な取り組みは、資料5に記載したとおりであり、別添として報道発表資料、周知用ポスター、リーフレットなどを添付しましたので、ご確認ください。

なお、周知広報の取り組みは、今後も継続して実施してまいります。

会 長 　ただ今の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

委 員 　（意見、質問等なし）

会 長 　よろしいでしょうか。それでは、議題（3）「最低賃金の履行確

保に係る取組状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 資料番号6について、ご説明します。

毎年労働局では、改正された最低賃金の履行確保を目的として、最低賃金が発効済みとなったあとの1月から3月にかけて、県内5つの労働基準監督署において監督指導を実施しております。

資料6は、平成24年以降の監督指導の結果の推移を掲載しております。

昨年（令和7年）1月から3月に実施した監督指導では、291事業場を対象に調査を行い11.7%にあたる34事業場において、最低賃金法違反、これは最低賃金額未満での支払いになりますが、最低賃金法違反を確認し、是正指導をしております。

なお、直近の結果としまして、令和8年1月に実施した監督指導では、97事業場を対象に調査を行い、18事業場において違反を確認しており、違反率は約18.6パーセントとなっています。

なお、監督指導は3月末まで継続して実施いたします。

会 長 　　ただ今の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

委 員 　　（意見、質問等なし）

会 長 　　よろしいでしょうか。議題（4）「宮城県特定最低賃金の改正申出に係る意向表明状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 　ご説明します。資料7をご覧ください。資料7は昨年12月時点の特定最低賃金の適用事業場数と適用労働者数です。かつこ内は、前年度の数値となっています。

こちらの数値は、令和3年経済センサス活動調査の事業所母集団データベース（令和3年次フレーム確報値）を基礎とし、令和7年度に当局で実施した最低賃金に関する基礎調査結果を加味して算出した推計値となります。

こちらのデータは、改正申し出の要件の基礎となるものであり、来年度の「最低賃金決定要覧」に記載される数値でもあります。

次に資料8は、来年度における特定最賃改正等に係る意向表明の状況です。

来年度においても、特定最低賃金の改正を申し出る意向がある旨

を表明いただいたものです。こちらについては去る3月2日に各労働団体から直接、書面にて意向表明をいただいているところですが、当該書面の添付は割愛させていただき、一覧にしたものを資料としております。特定最賃の名称と意向表明者のみ読上げさせていただきます。

鉄鋼業は基幹労連宮城県本部委員長 青田浩一 様

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は連名で、電機連合宮城地方協議会議長 佐藤 斉 様、JAM南東北宮城県連絡会会長 阿部 博人 様

自動車小売業は自動車総連宮城地方協議会議長 新貝 健太 様  
でございます。

会 長 本日の段階では、特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明がなされたとの報告がございました。意向表明の背景とか趣旨等、労働者側から何か補足はございますでしょうか。

委 員 (労働者側から意見等なし)

会 長 よろしいでしょうか。使用者側から何かございますでしょうか。

飯野委員 意見ということになると思いますが、今回、3業種につきまして、例年どおり改正の申出の意向をいただいたということで、宮城県ではこれまで培ってきた労使間の信頼関係の下に、毎年、3業種とも改正の必要性について、本審の場で全会一致で合意しまして、専門部会においても引き上げ幅について全会一致で合意してきたという経緯がございます。

基本的にはこの流れはぜひ継続すべきだというふうに思っております。

その上で、今年度の他県の状況を見ますと、使用者側が改正の必要なしとして審議に応じないですとか、私が調べた限りですけど12の県で専門部会で合意できなくて、本審での採決に至ったというケースがあるというふうに聞いております。

おそらく理由として考えられるのが、地方最低賃金の大幅な引き上げにあるのかな、というふうに見ております。悩ましいのは、それぞれ業界団体で他県の審議状況について共有化されるという状況があることです。我々使用者側としましては、これまでどおり3業種とも審議に応じられるように努力していきたいと思っております。

が、一方でこういった他県の状況を見ますと、地方最賃の審議結果次第では、どうしても当該業種の方で難色を示すというケースや、専門部会で合意するのは難しいということで、本審の場で、今日のようなフルメンバーで採決ということも状況によっては想定されると思います。

今年度の他県の審議状況を見ると少しそういうことも我々認識しておく必要があるのかなと考えておりましたので、ぜひ、そういうご認識でいただければ大変ありがたいと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。ただ今の使用者側のご意見に対して労働者側の皆さんは何かございますか。

委 員 (労働者側から意見等なし)

会 長 よろしいでしょうか。令和8年度の特定最低賃金改正の申出に係る意向表明があったとのことですので、事務局においては、申出があった場合には、改正の必要性の審議の準備を進めてください。

次に、議題(5)「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策に係る取組状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 資料9についてご説明いたします。

記1は、各種支援施策の周知状況です。各種支援施策は、厚生労働省のみならず、中小企業庁等各省庁でも実施されているところですが、これらを網羅的にご紹介するリーフレット等を作成し、宮城労働局ホームページに掲載するほか、直接事業者と接する機会のある労働基準監督署においてこれらを配布、説明するなど、さまざまな機会をとらえて、活用促進のための周知を行っております。

記2は、厚生労働省の委託事業で設置している「働き方改革推進支援センター」の活動状況です。支援センターは、賃金の引上げ等働き方改革に取り組む中小・小規模事業主を支援する機関で、具体的には、社会保険労務士などの専門家が、無料で、個別相談や出張相談会などの支援活動を行っています。

本年1月末現在における主な事業内容の実施状況は、表のとおりとなっております。

記3は助成制度の活用状況についてです。労働局が所管する業務改善助成金とキャリアアップ助成金の実績について記載しています。

(1)の業務改善助成金の、令和8年1月末現在の交付申請の件数は387件であり、前年同時期312件に対し、24.0%の増加となっています。

(2)のキャリアアップ助成金の各コースの計画認定件数は、表のとおりとなっています。

このうち、賃金の引上げを認定要件とする「賃金規程等改定コース」については、本年1月末での認定件数は46件となっており、前年同時期の34件から、35.2パーセントの増加となっています。

中小企業・小規模事業者にとって、社内最低賃金や賃金引上げの対応に資するこれらの支援は重要な施策ですので、今後とも手法を工夫して、周知に努めて参ります。

会 長  ただ今の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

委 員  (意見、質問等なし)

会 長  よろしいでしょうか。それでは続きまして、議題(6)「宮城働き方改革推進等政労使協議会の協議内容について」事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官  資料10をご覧ください。

「宮城働き方改革推進等政労使協議会」は、平成27年12月に設立され、地方公共団体や労使団体、金融機関等地域の関係者を構成員として、働き方改革等の課題について話し合い、関係者が連携しながら、改革等への気運の醸成を図るものです。本年1月22日に第14回協議会が開催され、今後の持続的な賃上げを実現するため、宮城働き方改革推進等政労使協議会共同宣言が発出されました。共同宣言の内容は資料10別添のとおりですが、その内容を読み上げさせていただきます。

#### 共同宣言

適切な価格転嫁と生産性向上を通じて、持続的な賃上げの実現を図るため、政労使がより一層緊密に連携し、以下について全力で取り組むことを宣言します。

- ・官民が一体となり、適切な価格転嫁を強力的に推進し、公正な取引慣行の構築と新たな商習慣の定着を目指します。
- ・物価上昇に負けない賃上げと生産性向上を推進するため、各種助

成金や補助金、ノウハウ支援等により、県内企業の取組を後押しします。

以上となります。

会 長 　ただ今の事務局からの説明について、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。

委 員 　（意見、質問等なし）

会 長 　よろしいでしょうか。その他、委員の皆様方から何かお話をしておきたい事項はございますか。

委 員 　（意見、質問等なし）

会 長 　よろしいですか。ないようですので、本日は今年度最後の審議会でございますので、労働局長からご挨拶を賜りたいと思います。

局 長 　御審議誠にありがとうございました。今年度、最後の最低賃金審議会に当たり、御挨拶を申し上げます。

各委員の皆様には、本年度における最低賃金審議会での審議はもちろんのこと、日頃から労働行政に対する格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年度の県最賃におきましては、審議日程の厳しい中、委員の皆様の実心な審議により、8月8日に答申をいただき、10月4日に発効することができました。

来年度におきましても、事務局として資料を提供しつつ、委員の皆様の実心な協力を賜りながら、円滑な審議会運営に努めてまいりたいと存じます。

また、賃上げの流れが中小企業・小規模事業者にも着実に広がっていくよう、来年度におきましても、「適切な価格転嫁の推進」と「生産性向上による持続的な賃上げ」の実現に向け、官民が一体となって取り組みを進めてまいります。その一環として、今年度に引き続き、各種「賃上げ」支援助成金のパッケージについて積極的に周知し、県内企業の取組を後押ししてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも労働行政への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

一年間誠にありがとうございました。

会 長      ありがとうございました。

私の方からもご挨拶をさせていただきたいと思います。本年度も公労使の皆様の誠実なご議論によりまして、一つの妥協点といえますか、最低賃金の金額を決ることができたということでございますので、まずもって審議会の会長としまして、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今般の経済状況を見ておりますと、やはりまた世界の情勢というものが変わってございまして、今回の場合は直接に日本のエネルギー政策に影響を及ぼすイランの方で戦争が起こってきているということで、非常に企業の、若しくは我々の生活を取り巻く経済環境というものが日々変わってございます。

その中でですね、やはり常々皆様もお感じになられているかと思いますが、労働側、使用者側の生産性の向上に対する一つの方向に向かった努力というのが非常に重要になってくるであろうと考えております。

昨今の経済ニュースなどを見ておりますと、間違いなく賃上げですとか実質賃金の話題というのを目にしない日がないというほど、国民生活に直結している、または、宮城の場合ですと県民の生活に直結しているということになっておりますので、どうぞ今後ともそのあたりの経済状況を鑑み、来年度も真摯なご議論で金額の方を決めていかれることを希望しまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。  
お疲れ様でございました。ありがとうございました。

(閉 会)